

読谷村国民保護計画

避難実施要領のパターン

令和 6 年3月

読谷村

目 次

第1章 避難実施要領のパターンの概要	1
1 避難実施要領のパターン作成の目的等	1
2 避難実施要領のパターンの構成	2
第2章 避難措置に係る基本的事項	3
1 避難住民の誘導までの流れ	3
2 想定される事態及び特徴	4
3 避難形態について	6
4 避難実施要領のパターン作成を検討する地域区分について	10
第3章 避難実施要領のパターン	10
1 基本パターンの様式	11
2 村域における避難実施要領パターン	17
第4章 避難実施要領作成の留意事項	38
1 各種の事態に即した対応	38
2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化	38
3 住民に対する情報提供のあり方	39
4 避難行動要支援者等への配慮	40
5 安全かつ規律を保った避難誘導	40
6 学校や事業者における対応	41
7 民間企業による協力の確保	41
8 住民の「自助」努力による取組みの促進	42

第1章 避難実施要領のパターンの概要

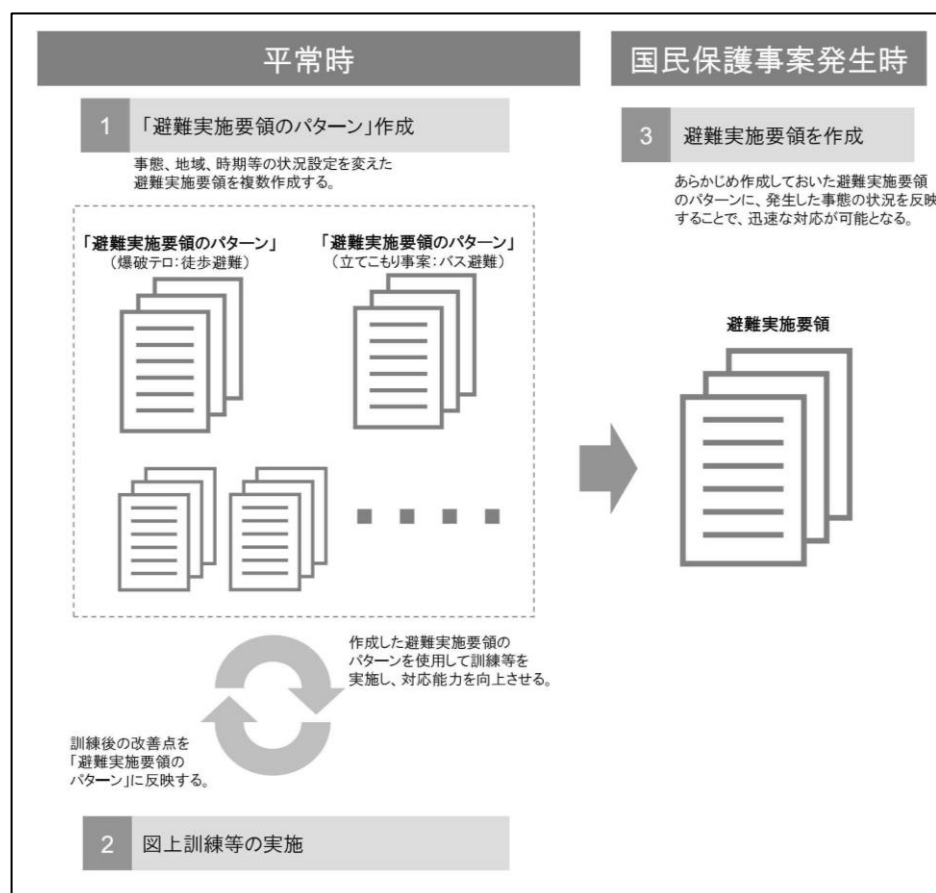
1 避難実施要領のパターン作成の目的等

国民保護法第61条において、村長は避難の指示があったときは避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動にあたる関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるように策定するものである。

この「避難実施要領のパターン(以下、「本パターン」という。)」は、読谷村国民保護計画に基づき、あらかじめ基本となる複数の避難実施要領パターンを示すとともに、住民の避難誘導において村がとるべき基本的な行動を定めるものである。

実際に国民保護事態が起きた場合には、その規模や避難方法、発生場所や時間等の条件も異なることが考えられることから、本パターンがそのまま適用できるものではないが、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成することが重要である。そのため、今後の状況の変化や関係機関による研究、訓練による検証結果等を踏まえ内容の見直しを行うものとする。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法廷事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする。



■国民保護法第61条で規定されている項目(避難実施要領の策定)

- ①避難の方法に関する事項
- ②避難住民の誘導に関する事項
- ③避難の実施に関し必要な事項

■市町村国民保護モデル計画(消防庁)において列挙している事項

- ①要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ②避難先
- ③一時集合場所及び集合方法
- ④集合時間
- ⑤集合にあたっての留意事項
- ⑥避難の手段及び避難の経路
- ⑦職員の配置等
- ⑧高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨要避難地域における残留者の確認
- ⑩避難誘導中の食料等の支援
- ⑪避難住民の携行品、服装
- ⑫避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

2 避難実施要領のパターンの構成

本パターンは、以下の構成となる。

- 第1章 避難実施要領のパターンの概要
- 第2章 避難措置に係る基本的事項
- 第3章 避難実施要領のパターン
- 第4章 避難実施要領作成の留意事項
- 資料編

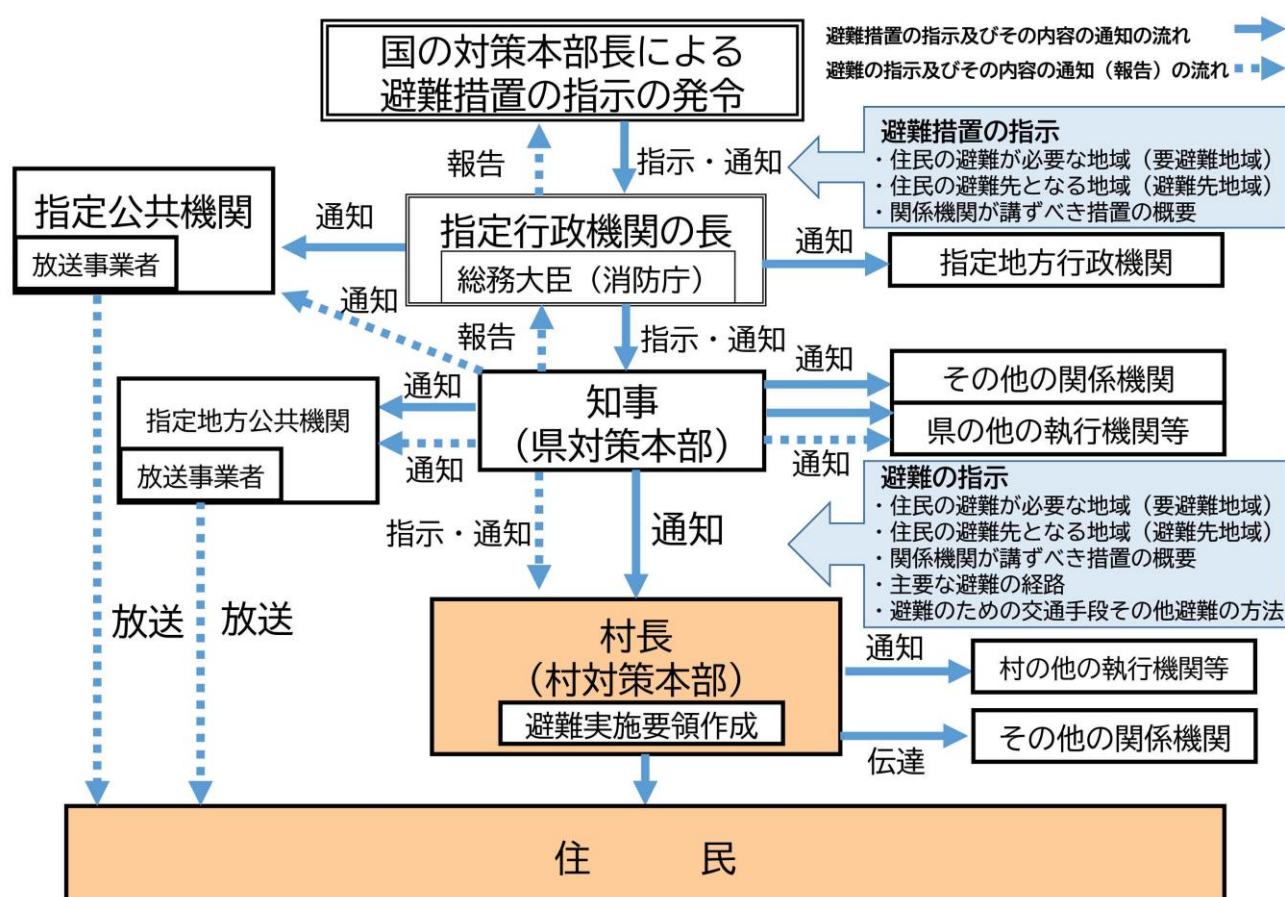
第2章 避難措置に係る基本的事項

村は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 避難住民の誘導までの流れ

避難の指示等の流れについては、概ね以下のとおり、国の対策本部長より「警報の発令、避難措置の指示」を県知事へ行い、それに基づき県知事が村長へ避難指示し、村長は迅速に避難実施要領の策定を行い、避難住民の誘導を行うものである。

◆避難の指示等の流れ



※村長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 想定される事態及び特徴

想定される事態及びその特徴については、以下の表のとおりである。

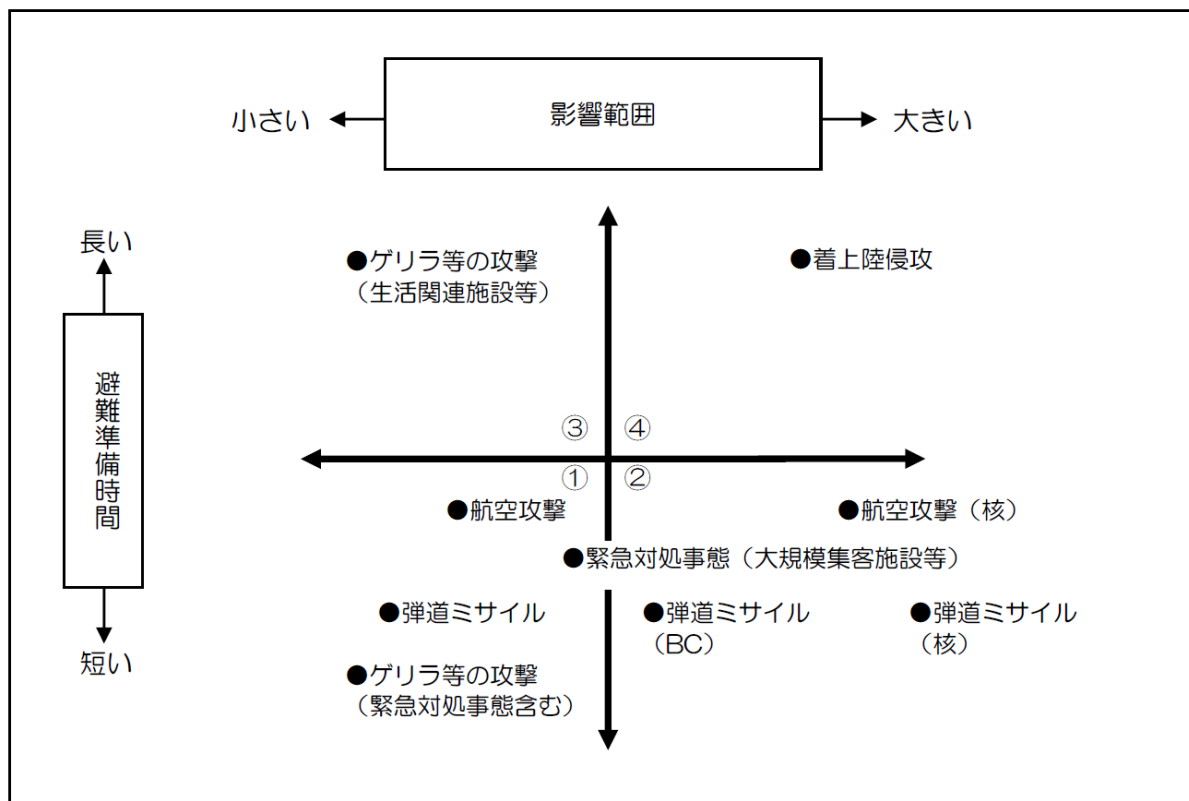
■国民保護計画において想定される事態及びその特徴

	類 型	主 な 特 徴
武力攻撃事態	着上陸侵攻	・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になり、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ・状況によっては、武力攻撃予測事態における住民避難も想定される。 ・着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・突発的に被害が生ずることも考えられるため、都市部の政治経済の中核、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要。 ・少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定されることから主な被害は施設の破壊等が考えられるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
	弾道ミサイル攻撃	・発射された段階での攻撃目標を特定することは極めて困難である。 ・極めて短時間に着弾することが予想され、弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
	航空攻撃	・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 ・航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定される。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃が行われた場合、爆発及び火災により、住民等に被害が発生する。 ・建物・ライフライン等が機能不全に陥り、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
	大規模集客施設・大量輸送機関等に対	・大規模集客施設等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には、

する攻撃が行われる事態	人的被害は多大なものとなる。
交通機関を用いた攻撃	・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害が発生するおそれがある。 ・爆発・火災の規模によっては、建物・ライフライン等も甚大な被害を受け、社会活動等に支障をきたすおそれがある。
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	【放射性物質等】 ・核兵器による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能による残留放射線によって生ずる。 ・放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。 ・ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、爆発による被害と放射能による被害をもたらす。 【生物剤による攻撃】 ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能である。 ・発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ヒトを媒体とする天然痘等の生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・毒素の特徴については、化学剤の特徴と類似している。 【化学剤による攻撃】 ・化学剤は、一般に地形や気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・特有の臭いがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

3 避難形態について

事態の類型、攻撃の影響範囲及び準備時間の有無による避難のパターンを整理すると、以下の図のような分類が可能である。



■避難の形態

避難の形態は、避難準備時間及び影響範囲より、「自宅及び近傍の建物への避難」及び「村内の避難場所及び施設への避難」「村外への避難」の3種類が基本である。想定される事態と合わせて整理すると、以下のような避難形態が考えられる。

①突発的で影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態: 直ちに家の中や近傍の堅牢な建物等に避難する(屋内避難)。

ア ゲリラ等による攻撃

- ・攻撃当初は、屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な場所に避難させる。
- ・状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に適した処置が必要。

イ 弾道ミサイル攻撃(通常弾頭)

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等により被害を最小限にとどめる。

- ・当初は、できるだけ近傍のコンクリート等堅牢な施設内への避難を指示
- ・着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じ必要な措置を講じつつ他の安全な地域へ避難させる。

ウ 航空攻撃

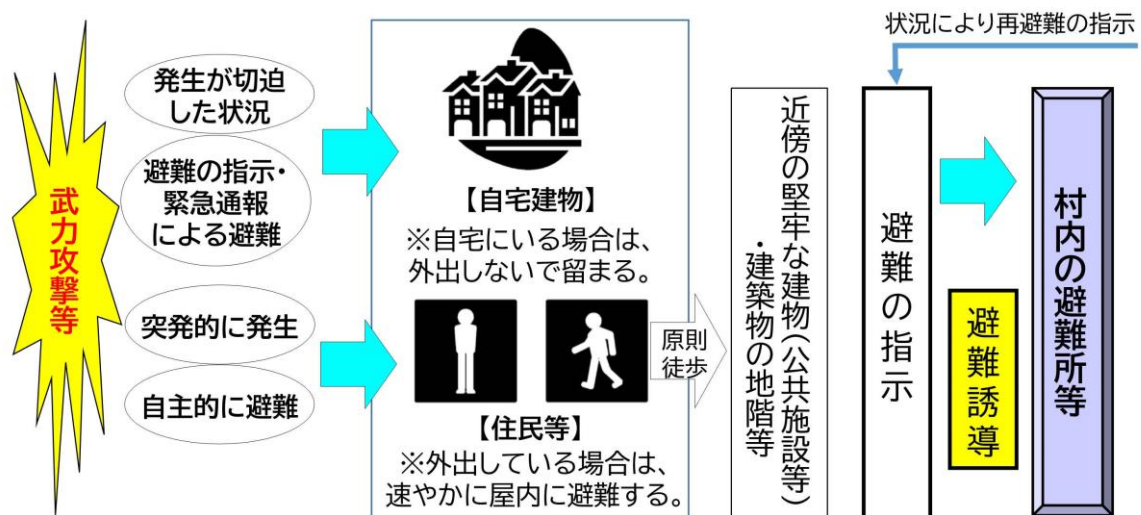
- ・弾道ミサイル攻撃と同様の対処とする。

エ 大規模集客施設への攻撃

- ・施設外へ避難誘導する。以降、規模に応じて避難所等を開設する。

オ 交通機関等を使用した攻撃

- ・大規模集客施設に対する攻撃と同様の対処とする。



②突発的で影響範囲が大きい事態(弾道ミサイル(BC、核)、航空攻撃(核))

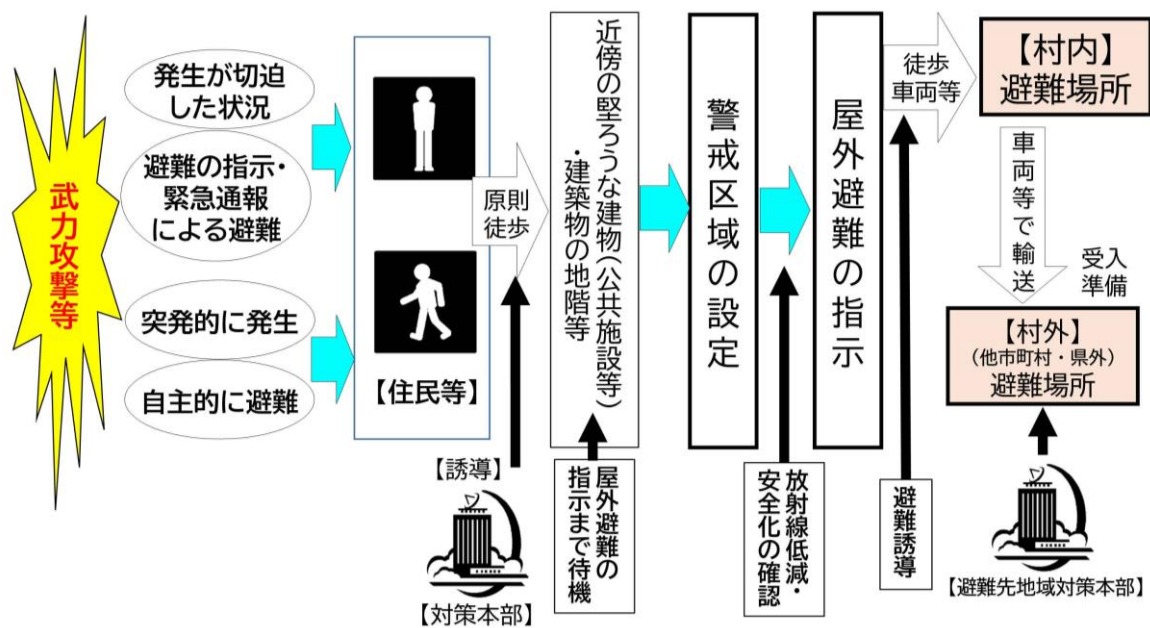
基本的な避難形態: 直ちに近傍の堅牢な建物等に避難し、影響の低減を待つて広域的に避難(他市町村への避難)

ア 弾道ミサイル攻撃(BC、核弾頭)

- ・攻撃当初は、爆心地から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設に避難
- ・一定時間後、BC や放射線の影響を受けない安全な地域に避難
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの、放射線降下物の影響をうけるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示する。

イ 航空攻撃(核爆弾)

- ・弾道ミサイルと同様の対処とする。

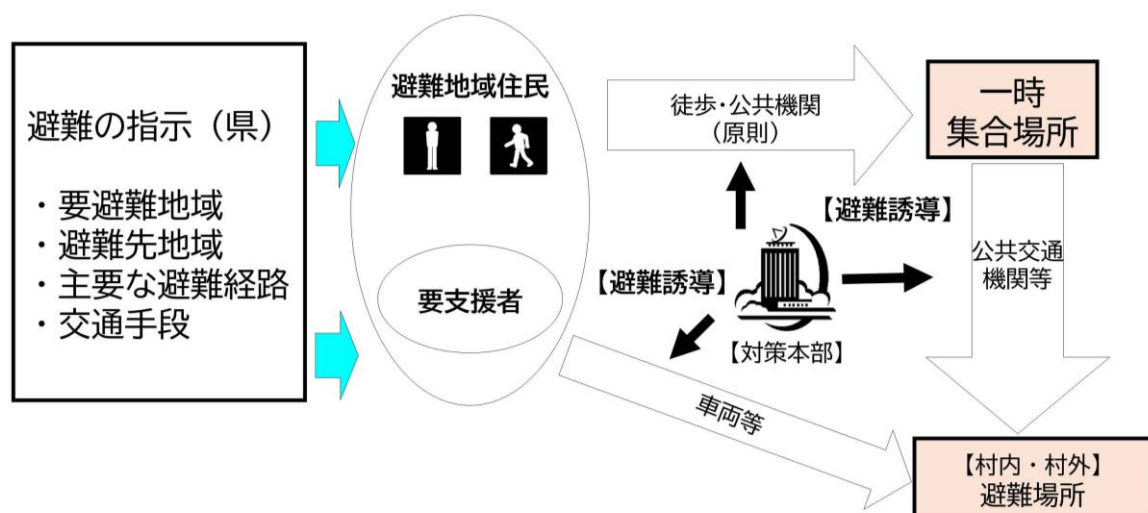


③時間的余裕がありかつ影響範囲が小さい事態

基本的な避難形態：ゲリラ等に攻撃が局地的に予測された場合、村内の影響の少ない地域の避難場所へ避難させる。

ア ゲリラ等による生活関連施設への攻撃が予測される事態

・警察、自衛隊等により安全を確保した上で避難させる。



④時間的余裕がありかつ影響が広範囲な事態

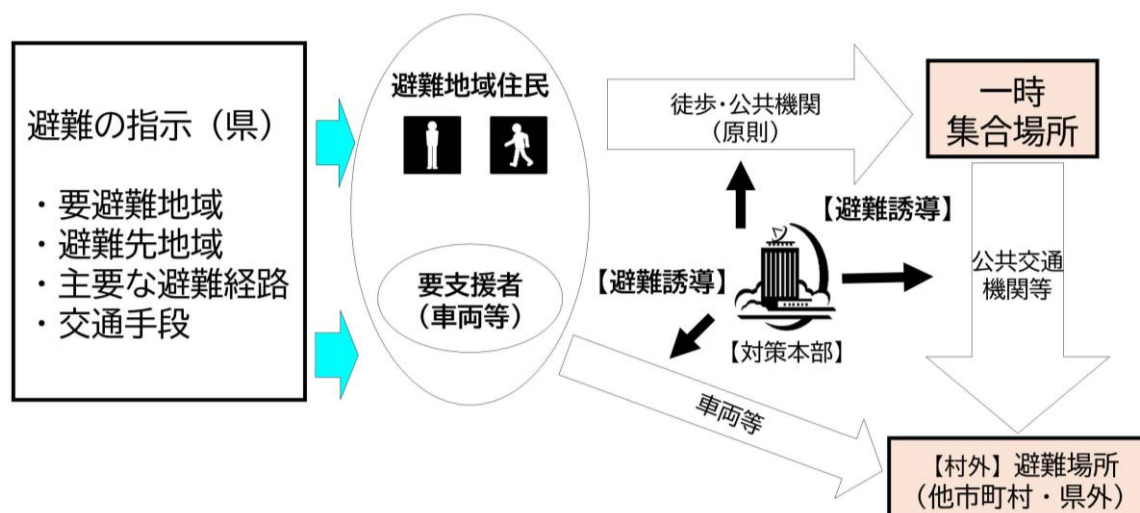
基本的な避難形態：計画的に村外へ広域的に避難

ア 着上陸侵攻

・時間的に余裕があり、かつ影響が広範囲になることが考えられることから、戦闘が予想される地域から先行して広域的に避難させることから考えられる。

・事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、村及び県の区域を超える避難も必要な事態も想定されることから、国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

・このため、国の総合的な指針に基づき、避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については定めないものとする。



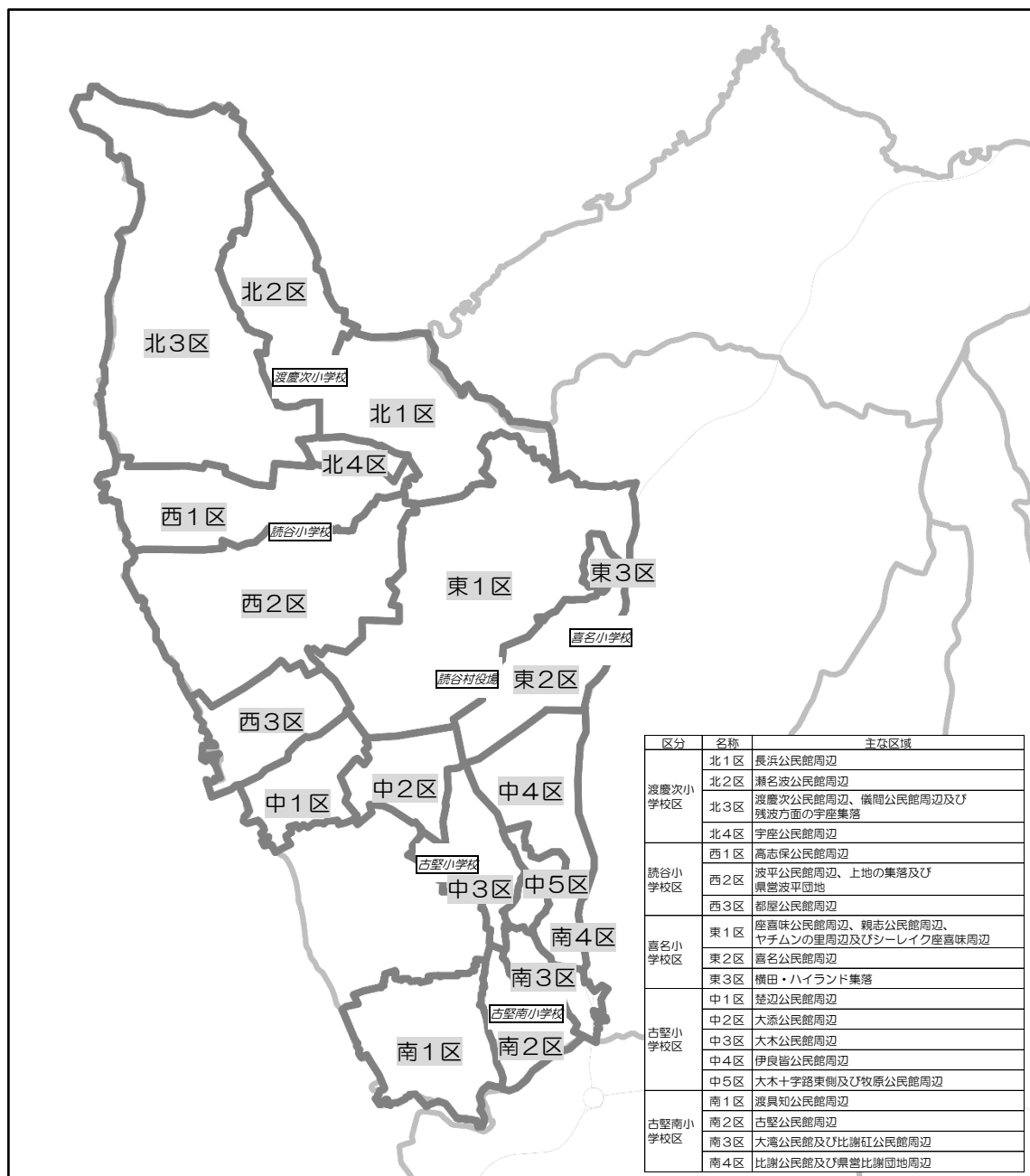
4 避難実施要領のパターン作成を検討する地域区分について

本パターンにおいては、本村の5つの小学校区分で考えるものとする。

想定事態においては、「2 想定される事態及び特徴」で整理した6事態(着上陸侵攻及び危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃は除く)について、各小学校区の状況を勘案し、1地域あたり1ないし2事態を想定するものとする。

事態が発生した場合は、それを基に避難地域にあてはめて避難実施要領を作成するものとする。

読谷村行政区域界図



第3章 避難実施要領のパターン

村は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定め、避難住民の誘導を行うこととなる。そのために、必要な基本的事項を以下のとおり示す。

1 基本パターンの様式

国民保護措置を行う事態が発生した場合においては、時間的な余裕がなく、混乱することも考えられることから、以下の基本パターンの項目について箇条書き等での実施要領の作成も念頭に入れておくものとする。

様式1:屋内避難における避難実施要領の様式

避難実施要領		読谷村長 月 日 時 分現在
屋内避難		
1 都道府県からの避難の指示の内容		
2 事態の状況、関係機関の措置		
2-1 事態の状況		
発生時期	年 月 日 :	
発生場所		
実行の主体		
事案の概要と被害状況		
今後の予測・影響と措置		
気象の状況	天候: 気温 °C 風向 風速 m/s	
2-2 避難住民の誘導の概要		
要避難地域		
避難先と避難誘導の方針		
避難開始日時		
避難完了予定日時		
2-3 関係機関の措置等		
措置の概要		
連絡調整先		
3 事態の特性で留意すべき事項		
4 住民の行動(基本事項)		

屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。	
防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
屋内にいない場合	
できる限り近隣の堅牢な建物、地下等に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
読谷村 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話:098-982-9201 FAX:098-982-9202

様式 2: 村内・村外避難における避難実施要領の様式

避 難 実 施 要 領	
月 日 時 読谷村長 分現在	
■村域内避難 ■村域外避難 ■県外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候: 気温 °C 風向 風速 m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	

3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性等)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数(単位:人)				
地区名				合計
避難者数(計)				
うち避難行動要支援者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・徒歩・航空機・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者			
	その他			
7 避難経路				
避難に使用する経路				

交通規制	実施者の確認				
	規制にあたる人数				
	規制場所				
警備体制	実施者の確認				
	規制にあたる人数				
	規制場所				
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区					
一時集合 場所への 避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難先				
	集合時間				
	その他(誘導責任者等)				
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
	その他(誘導責任者等)				
避難行動 要支援者 等の避難 方法	誘導の実施単位				
	避難行動要支援者への 支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					

時期			
場所			
方法			
措置			
終了予定日時			
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法			
食事時期			
食事場所			
提供する食事の種類			
実施担当部署			
8-5 追加情報の伝達方法			
9 避難時の留意事項(主に住民)			
自宅から避難する場合の留意事項			
	基本事項		
	事態の特性		
	時期の特性		
一時集合場所での対応			
10 誘導に際しての留意事項(職員)			
(心得・安全確保・服装等)			
11 情報伝達			
避難実施要領の住民への伝達方法			
避難実施要領の伝達先			
職員間の連絡手段			
12 緊急時の連絡先			
読谷村 国民保護／緊急処理事態対策本部		電話:098-982-9201 FAX:098-982-9202	

避難の指示

避難の指示(一例)

沖 縄 県 知 事
年 月 日

本県においては、〇年〇月〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難方法に従って、避難されたい。

本県における住民の避難は次の方法により行うこととする。

(1)読谷村〇〇地区(自治会単位等での呼びかけも含む)の住民は、村内の A 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること(〇〇時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急に〇〇小学校区の避難所へ移動後、指示を待つ

……………以下省略……………

(2)読谷村〇〇地区(自治会、行政区単位等での呼びかけも含む)の住民は、村内の A 小学校区を避難先として〇日〇時を目途に住民の避難を開始すること(〇〇時間を目途に避難を完了)。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、国道〇〇号(県道〇〇号線)によりバス(〇〇会社、〇〇台確保の予定)

※〇時から〇時まで国道〇〇号及び県道〇〇号線は交通規制(一部車両の通行禁止)

※読谷村役場職員及び関係機関の誘導に従って避難する。

※細部については、避難実施要領による。

(注)避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

2 村域における避難実施要領パターン

<村内全域>

パターン1:弾道ミサイルが村内全域に着弾する可能性がある事態
(時間的余裕がない)

避難実施要領	
読谷村長 3月22日 10時00分現在	
屋内避難(弾道ミサイル着弾前)	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
国の対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確認されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	3月22日(水) 10:00 頃
発生場所	読谷村内全域
実行の主体	A 国
事案の概要と被害状況	A 国による弾道ミサイル発射の兆候が認められる。
今後の予測・影響と措置	・ミサイル発射後、10分ほどで着弾もしくは通過 ・迅速に対応できるよう、村民に対し、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、村民のとりべき行動について周知する。
気象の状況	天候:曇り 気温:25℃ 風向:北 風速:5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	読谷村内全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とするが、村民がいる場所の近傍の堅ろうな建物等の屋内に避難し、窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。屋内避難ができない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る等の対応をとる。
避難開始日時	3月22日(水)10:00
避難完了予定日時	3月22日(水)10:05
2-3 関係機関の措置等	

措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。防災行政無線等による屋内避難の呼びかけ
連絡調整先	嘉手納警察署:098-956-0110 陸上自衛隊第 51 普通科連隊:098-857-1155
3 事態の特性で留意すべき事項	
自力での歩行が困難な観光客、日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関する援助を行う。 ・担当職員等は屋外にいる者が堅ろうな建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。 ・村民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、観光施設・大規模集客施設・店舗等に対して協力を依頼する。	
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合 ・ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 ・非常持ち出し品を準備するとともに、防災行政無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める・ ・屋内の環境は、空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープ等で目張りする等外気を遮断する。 ・その他必要と認められる事項	
屋内にいない場合 ・できる限り、近くの堅ろうな建物、地下に避難する。 ・避難は徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ・車両内にある者は、可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路の左端に沿ってキーをつけたまま駐車するなど、緊急車両の通行に妨げとならない方法とする。 ・原則として、近くの建物への避難を行うが、屋内への避難が困難なときは、遮蔽物の物陰にとどまるか、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。 ・周辺で着弾音等不審な音を聞知したときは、当該現場から離れるとともに、読谷村又は警察に連絡する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	・防災行政無線、登録制メール等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。 ・ミサイルが発射された場合に、沖縄県に落下もしくは上空通過の可能性がある場合、Jアラートが使用され、防災行政無線の屋外スピーカーから国民保護サイレンが鳴ることとなる。

避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による。
6 緊急時の連絡先	
読谷村 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:098-982-9201 FAX:098-982-9202

<読谷小学校区・喜名小学校区>

パターン1:区域内の商業施設に爆発物が発見された場合

読谷小学校区の商業施設において、爆破計画が判明したことにより、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

この事案が発生する日の午前中に、村内の別の地域で爆発物を積載した車両が爆発する事案が発生し、当該事案が緊急処理事態に認定され、読谷村にはすでに緊急処理事態対策本部が設置されている状況との想定とする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
8月10日 10:00～	・村内の別の地域で爆発物を積載した車両が爆発 ・実行したテログループは犯行声明を発表、次の爆破を予告	・爆発物で多数の死傷者が発生 ・(12:00)読谷村で発生した事案について、国が緊急処理事態に認定
16:00	・テログループの拠点捜索により、20時に読谷小学校区内の商業施設を爆破する計画が判明	・国対策本部が避難措置の指示を検討 ・県対策本部が避難の指示の検討
16:05		・警察が読谷小学校区内の商業施設及び周辺の捜索開始 ・消防が商業施設の半径300m圏内を含む区域を消防警戒区域に設定 ・村においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と読谷村が避難施設及び避難経路の協議開始 ・村職員を現場へ派遣
16:25	・警察が商業施設内に駐車している車両から時限式の爆発物を発見	
16:30		・村が緊急事態対策本部会議を開催(状況から午前中の事案と同様の爆発物である可能性が高く、付近住民の避難について検討)
16:45	・県からの避難指示	
17:00		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災

		行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班尾は県、住民の避難開始
17:30		・残留者への呼びかけ開始
19:00	要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領		読谷村長 8月10日17時00分現在
☑村域内避難 ■村域外避難 ■県外避難		
1 都道府県からの避難の指示の内容		
避難地域：読谷村の読谷小学校区内の商業施設概ね半径300m圏内の地域		
2 事態の状況、関係機関の措置		
2-1 事態の状況		
発生時期	8月10日(木) 16:00	
発生場所	読谷小学校区内の商業施設(施設名:〇〇)	
実行の主体	—	
事案の概要と被害状況	商業施設爆破計画が発覚。 計画によると、20時に爆破することとなっている。	
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが考えられることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮することが必要	
気象の状況	天候:晴れ 気温:27℃ 風向:南 風速:3m/s	
2-2 避難住民の誘導の概要		
要避難地域	西2区(波平・上地)、東1区(座喜味)	
避難先と避難誘導の方針	西2区、東1区の住民を徒歩で避難地域外へ避難させる。	
避難開始日時	8月10日(木)17:00	
避難完了予定日時	8月10日(木)19:00	
2-3 関係機関の措置等		
措置の概要	警察:消防の警戒区域に基づき交通規制を実施 消防:現場の状況から半径約300m圏内を包含する区域を 消防警戒区域と設定 県対策本部:村職員2名を派遣 現地調整所:村職員2名を派遣 その他関係機関:	
連絡調整先		
3 事態等の特性で留意すべき事項		
事態の特性 (除染の必要性等)	判明した爆破計画には、大量殺傷物質等を用いる計画は含まれておらず、避難時に特別な対応は必要ない。	

地域の特性	地域の結びつきが強く、自治会と協力しての行動が期待される。			
時期による特性	避難実施時は夕方夏休み期間中のため、学校等からの児童の避難は基本的に検討する必要はない。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	西2区	東1区		合計
避難者数(計)	〇〇人			〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人			〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人			〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	西2区	東1区		
避難施設名	読谷小学校	喜名小学校		
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・ <u>徒歩</u> ・航空機・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	—		
	台数	—		
	輸送可能人数	—		
	連絡先	—		
輸送力の配分の考え方	—			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで村の保有車両による輸送を行う。		
	その他	—		
7 避難経路				
避難に使用する経路	県道 12 号線、村道			

交通規制	実施者の確認	嘉手納警察署			
	規制にあたる人数	30 人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察で主要な避難経路のうち、商業施設から避難場所までの区間の交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	嘉手納警察署			
	規制にあたる人数	30 人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区					
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	—	—	—	—
	輸送手段	—	—	—	—
	避難先	—	—	—	—
	集合時間	—	—	—	—
	その他(誘導責任者等)	—	—	—	—
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	西2区	東1区		
	輸送手段	徒歩	徒歩		
	避難経路	県道 12 号線、村道	県道 12 号線、村道		
	避難先	読谷小学校	喜名小学校		
	避難完了予定日時	8月 10 日(木)19:00	8月 10 日(木)19:00		
	その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別支援計画に基づき設定	個別支援計画に基づき設定		
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者に応じた対応を実施	避難行動要支援者に応じた対応を実施		
	輸送手段	村の保有車両を活用	村の保有車両を活用		
	避難経路	徒歩避難と同様の経路	徒歩避難と同様の経路		
	避難先	読谷小学校	喜名小学校		
	避難開始日時	8月 10 日	8月 10 日		

		(木)17:00	(木)17:00		
	避難完了予定日時	8月 10 日 (木)19:00	8月 10 日 (木)19:00		
8-2 職員の配置方法					
配置場所	避難先の学校前(2箇所)、主要な交差点(3 箇所)				
人数	学校前:2×3名=6 人、交差点:3×4名=12 人				
現地調整所	連絡要員を2名配置				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	村職員・消防職員(約10名:誘導にあたらぬ職員から割り当て)				
時期	8月 10 日(木)17:30				
場所	西2区、東1区				
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問				
措置	残留者に対し避難するよう求める。				
終了予定日時	8月 10 日(木)19:00 まで				
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法					
食事時期	－(徒歩避難時は提供せずに、避難施設において提供)				
食事場所	読谷小学校・喜名小学校				
提供する食事の種類	備蓄食料等				
実施担当部署	－				
8-5 追加情報の伝達方法					
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等					
9 避難時の留意事項(主に住民)					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。					
隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難					
事態の特性					
特になし(大量殺傷物質等が用いられている可能性は低い)					
時期の特性					
一時集合場所での対応					
－					
－					
10 誘導に際しての留意事項(職員)					

(心得・安全確保・服装等) 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用。 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
読谷村 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:098-982-9201 FAX:098-982-9202

<古堅南小学校区>

パターン1:隣接町に着弾した弾道ミサイルに化学兵器が搭載されている事態

隣接町において、着弾した弾道ミサイルに化学兵器が搭載されているとみられ、強い南東の風によって古堅南小学校区周辺をはじめとして拡散するおそれが高い。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
6月20日 17:00～	・隣接町で弾道ミサイルが着弾	・隣接町に着弾したミサイルで多数の死傷者が発生 ・(16:50)隣接町で発生した事案について、国が武力攻撃事態に認定
17:10	・着弾した弾頭に化学剤使用の可能性が高いことが判明	・国対策本部が避難措置の指示を検討 ・県対策本部が避難の指示の検討
17:30		・消防が検知器等で化学剤の特定作業を行うとともに、古堅南小学校区へ通行規制が敷かれた。 ・警察はコールドゾーンにおいて通行規制 ・村においても状況を把握、住民の避難について検討・調整開始 ・県と読谷村が避難施設及び避難経路の協議開始 ・村職員を現場へ派遣
17:45		・村が緊急事態対策本部会議を開催(付近住民の避難について検討)
18:00	・国から県に対し避難措置の指示	
18:10	・県からの避難の指示	
18:30		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施(屋内避難)
19:30		・残留者への呼びかけ開始
21:00		・県及び関係機関と調整のうえ、より安全で影響の少ない場所への避難を指示
22:00		・残留者への呼びかけ開始
24:00	・要避難地域の住民等の避	

	難完了	
--	-----	--

避難実施要領	
読谷村長 6月10日18時30分現在	
☑屋内避難 ☑村域内避難 ■村域外避難 ■県外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
避難地域:読谷村の古堅南小学校区内(着弾した隣接町に近い南1～4区)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	6月10日(木) 17:00
発生場所	隣接町
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	隣接町に着弾した弾道ミサイルに化学剤が使用されている可能性が高いことが判明し、古堅南小学校区にも拡散することが想定される。
今後の予測・影響と措置	時間に余裕がないため、直ちに屋内への避難を促すとともに、安全が確認されるまで、室内にとどまるよう周知する。また、専門的知識が必要なため、関係機関との連携が必要。
気象の状況	天候:くもり 気温:23℃ 風向:南東 風速:10m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	南1～4区
避難先と避難誘導の方針	屋内避難の後、南1～4区の住民をより安全な避難地域外へバス等で避難させる。
避難開始日時	6月10日(木)21:00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察:化学剤対応可能な警官を配置し、本地区の警備及び住民の避難誘導を行う。 消防:化学剤対応可能な消防職員を配置し、化学剤の特定及び住民の救護等を実施 自衛隊:本地区の警備及び住民の避難誘導を行う。 県対策本部:村職員2名を派遣 現地調整所:村職員2名を派遣 その他関係機関:
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	化学剤が拡散する可能性が高いことから、迅速に室内への避難が必要であり、換気扇をとめるのをはじめ、窓にテープで

	目張りするなどの措置を促す。 避難地域からの避難に際しては、風下に向かって垂直方向へ避難を基本とする。 専門的な対応について関係機関との調整が必要である。			
地域の特性	—			
時期による特性	避難実施時は夕方であるため、道路の混雑なども想定されることから、通行規制なども行う必要がある。			
4 避難者数(単位:人)				
地区名	南 1 区	南 2 区		合計
避難者数(計)	〇〇人			〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人			〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人			〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名	古堅小学校	古堅小学校	古堅中学校	古堅中学校
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	古堅南小学校	古堅南小学校	—	—
所在地	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・徒歩・航空機・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	バス、マイクロバス等		
	台数	〇〇台(避難地区の人口に応じて)		
	輸送可能人数	1台あたり約40人		
	連絡先	総務課、バス会社		
輸送力の配分の考え方	各一時避難場所に集合し、3台を1班とし班編成を行い輸送する。			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで車の保有車両による輸送を行		

		その他	う。 －		
7 避難経路					
避難に使用する経路		国道 58 号、村道			
交通規制	実施者の確認	嘉手納警察署			
	規制にあたる人数	30 人程度			
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察で主要な避難経路のうち、村道から国道までの区間の交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	嘉手納警察署			
	規制にあたる人数	30 人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		南1区	南2区	南3区	南4区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	渡具知	古堅	大湾、比謝砦	比謝、県営比謝団地
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	古堅南小学校	古堅南小学校	大湾区民運動場	
	集合時間	21:30	21:30	21:30	
	その他(誘導責任者等)	－	－	－	－
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段	バス	バス	徒歩	徒歩
	避難経路	国道 58 号、村道	国道 58 号、村道	村道	村道
	避難先	古堅小学校	古堅小学校	古堅中学校	古堅中学校
	避難完了予定日時	6 月 10 日(木)21:30			
	その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づき設定			
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者に応じた対応を実施			
	輸送手段	村の保有車両を活用			
	避難経路	バス、徒歩での避難と同様の経路			
	避難先	古堅小学校	古堅小学校	古堅中学校	古堅中学校

	避難開始日時	6月10日(木)21:30		
	避難完了予定日時	－		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	一時避難場所(2箇所)、避難先の施設前(2箇所)			
人数	一時避難場所:2×3名=6人、施設前:2×2名=4人			
現地調整所	連絡要員を2名配置			
8-3 残留者の確認方法				
確認者	村職員・消防職員(約10名:誘導にあたらぬ職員から割り当て)			
時期	6月10日(木)22:00			
場所	南〇区			
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問			
措置	残留者に対し避難するよう求める。			
終了予定日時	6月10日(木)24:00まで			
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法				
食事時期	－(徒歩避難時は提供せずに、避難施設において提供)			
食事場所	古堅小学校、古堅中学校			
提供する食事の種類	備蓄食料等			
実施担当部署	－			
8-5 追加情報の伝達方法				
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等				
9 避難時の留意事項(主に住民)				
自宅から避難する場合の留意事項				
基本事項				
避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。				
隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難				
事態の特性				
特になし(大量殺傷物質等が用いられている可能性は低い)				
時期の特性				
一時集合場所での対応				
－				
－				
10 誘導に際しての留意事項(職員)				

(心得・安全確保・服装等) 職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用。 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
読谷村 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:098-982-9201 FAX:098-982-9202

パターン 2:爆弾テロにより、比謝橋及び比謝川大橋が破壊された事態

テロ組織により隣接市町村及び周辺地域で同時多発テロが発生し本村において、比謝橋及び比謝川大橋が破壊され、死傷者が出ている模様。周辺地域における負傷者の救護及び二次被害を避けるため、周辺住民を避難させる事案を想定するものとする。

■事態と対応の想定

時系列	状況	対応等
2月9日 18:00～	・周辺地域を含めた同時多発テロにより、比謝橋及び比謝川大橋が破壊された。	・(18:30)国及び県を通じ、近隣市町村及び周辺地域で同時多発テロ事案について、国が緊急処理事態に認定
18:30	・着弾した弾頭に化学剤使用の可能性が高いことが判明	・国対策本部が避難措置の指示を検討 ・県対策本部が避難の指示を検討
18:45		・警察及び消防が比謝橋及び比謝川大橋の警戒・交通規制 ・消防が死傷者の救護にあたる。 ・村においても状況を把握、二次被害を防ぐため、住民の避難について検討・調整開始 ・県と村が避難施設及び避難経路の協議開始 ・村職員を現場へ派遣
19:00		・村が緊急事態対策本部会議を開催(死傷者の把握、二次被害を防ぐため付近住民の避難、自衛隊の要請について検討)
19:30	・国から県に対し避難措置の指示	
19:45	・県からの避難の指示	
20:00		・避難実施要領の策定完了、直ちに防災行政無線及び広報車等で住民避難実施要領の内容の伝達を実施、誘導班の派遣、住民の避難開始
21:00		・残留者への呼びかけ開始
22:00	・要避難地域の住民等の避難完了	

避難実施要領	
読谷村長 2月9日20時00分現在	
☐ 屋内避難 ☒ 村域内避難 ☐ 村域外避難 ☐ 県外避難	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
避難地域:読谷村の古堅南小学校区内(比謝橋、比謝川大橋周辺地域の南1～3区)	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	2月9日(木) 18:00
発生場所	比謝橋及び比謝川大橋
実行の主体	—
事案の概要と被害状況	隣接市町村及びその周辺地域において同時多発テロが発生し、本村において、比謝橋及び比謝川大橋が破壊され、死傷者が出ている模様
今後の予測・影響と措置	二次被害を防ぐことから、安全が確認される半日から1日程度避難施設にとどまることも考慮することが必要。
気象の状況	天候:くもり 気温:20℃ 風向:北東 風速:7m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	南1～3区(二次被害の及ぶ可能性のある範囲)
避難先と避難誘導の方針	南1～3区の住民を徒歩等で避難地域外へ避難させる。
避難開始日時	2月9日(木)20:00
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察:比謝橋及び比謝川大橋、アクセス道路の交通規制を実施。 消防:負傷者の救護、搬送、周辺の二次被害の警戒 県対策本部:村職員2名を派遣 現地調整所:村職員2名を派遣 その他関係機関:道路管理者
連絡調整先	
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 (除染の必要性等)	村内及び周辺地域の大規模集客施設や交通機関における同時爆破テロであり、二次被害を防ぐとともに、引き続きテロへの警戒が必要である。
地域の特性	—
時期による特性	避難実施時は夜の帰宅時間のため、道路の混雑なども予想される。また、引き続きテロへの警戒が必要である。
4 避難者数(単位:人)	

地区名	南 1 区	南 2 区	南 3 区	合計
避難者数(計)	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち避難行動要支援者数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
うち外国人等の数	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名	古堅南小学校	古堅南小学校	古堅中学校	
所在地				
収容可能人数(人)				
連絡先(電話等)				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	—	—	大湾区民運動場	—
所在地	—	—	—	—
連絡先(電話等)	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—
その他の留意事項等	—	—	—	—
6 避難手段				
輸送手段	バス・船舶・徒歩・航空機・その他()			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	バス、マイクロバス等		
	台数	〇〇台(避難地区の人口に応じて)		
	輸送可能人数	1台あたり約40人		
	連絡先	総務課、バス会社		
輸送力の配分の考え方	各一時避難場所に集合し、3台を1班とし班編成を行い輸送する。			
その他輸送手段	避難行動要支援者	自力歩行が困難な高齢者等に対しては、避難施設まで車の保有車両による輸送を行う。		
	その他	—		
7 避難経路				
避難に使用する経路		国道 58 号、村道		
交通規制	実施者の確認	嘉手納警察署		
	規制にあたる人数	30 人程度		
	規制場所	住民等を速やかに避難させる必要があるため、警察で主		

		要な避難経路のうち、村道から国道までの区間の交通規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	嘉手納警察署			
	規制にあたる人数	30 人程度			
	規制場所	交通規制を行った付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		南1区	南2区	南3区	
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	渡具知	古堅	大湾、比謝碓	
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	
	避難先	古堅南小学校	古堅南小学校	大湾区民運動場	
	集合時間	20:30	20:30	20:30	
	その他(誘導責任者等)	—	—	—	
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段	バス	バス	徒歩	
	避難経路	国道 58 号、村道	国道 58 号、村道	村道	
	避難先	古堅南小学校	古堅南小学校	古堅中学校	
	避難完了予定日時	2 月 9 日(木)22:00			
	その他(誘導責任者等)				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別避難計画に基づき設定			
	避難行動要支援者への支援事項	避難行動要支援者に応じた対応を実施			
	輸送手段	村の保有車両を活用			
	避難経路	バス、徒歩での避難と同様の経路			
	避難先	古堅南小学校	古堅南小学校	古堅中学校	
	避難開始日時	2 月 9 日(木)20:00			
	避難完了予定日時	—			
8-2 職員の配置方法					
配置場所	一時避難場所(2箇所)、避難先の施設前(2 箇所)				
人数	一時避難場所:2×3名=6 人、施設前:2×2 名=4 人				
現地調整所	連絡要員を2名配置				

8-3 残留者の確認方法	
確認者	村職員・消防職員(約10名:誘導にあたらぬ職員から割り当て)
時期	2月9日(木)21:00
場所	南1～3区
方法	広報車及び防災行政無線による呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう求める。
終了予定日時	2月9日(木)22:00まで
8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法	
食事時期	－(徒歩避難時は提供せずに、避難施設において提供)
食事場所	古堅南小学校、古堅中学校
提供する食事の種類	備蓄食料等
実施担当部署	－
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災行政無線、広報車、携帯電話等	
9 避難時の留意事項(主に住民)	
自宅から避難する場合の留意事項	
	基本事項
	避難時は、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。
	隣近所に声を掛け合い、相互に助け合って避難
	事態の特性
	大量殺傷物質等が用いられている可能性はないものの、再度爆破テロが起きないか警戒が必要。
	橋梁部分の崩壊などの二次被害の危険がある。
	時期の特性
一時集合場所での対応	
	行政区域の人口に対する避難人員数(バス乗車数)の把握
	冷静な行動を促すようにすることが重要。
10 誘導に際しての留意事項(職員)	
(心得・安全確保・服装等)	
職員は冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。	
腕章等の着用により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。	
11 情報伝達	

避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線を用いて対象地域に避難実施要領の内容を伝達。広報車、消防車両を活用。 伝達先として、あらかじめ指定している自治会長、自主防災組織の長等に FAX 等により送付。
避難実施要領の伝達先	関係機関連絡先一覧表による。
職員間の連絡手段	防災計画で定めたとおりとする。
12 緊急時の連絡先	
読谷村 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話:098-982-9201 FAX:098-982-9202

第4章 避難実施要領作成の留意事項

1 各種の事態に即した対応

・弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か等により、実際の避難誘導のあり方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正する場合もある。

・弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することになる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を住民に対して周知しておくことが主な内容となる。

・ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動をとるとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

・突発的なテロなど時間的な余裕がない場合においては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。

・行政機関の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

・避難住民の誘導にあたっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容(特に国民保護法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定状況)、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。

・他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃等のように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

・避難実施要領の策定にあたっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安

部、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

- ・村国民保護対策本部は、村の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが、事態の変化等に迅速に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、必要に応じ、現地調整所を設けて、活動調整にあたる必要がある。

- ・避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておく必要がある。また、現地調整所の職員は、村国民保護対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

- ・国の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に村の職員を連絡員として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3 住民に対する情報提供のあり方

- ・国民保護上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導にあたっては、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。

- ・武力攻撃やテロについては、我が国においてあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動をとらないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思い込みで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭におき、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。

- ・その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供することとする。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。

- ・また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要因を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

- ・放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要である。

・避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのために、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。

・NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に速やかな情報提供に心がけなければならない。

4 避難行動要支援者等への配慮

・避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、避難行動要支援者等への配慮が重要であり、避難誘導にあたり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。

・具体的には、以下の避難行動要支援者への支援措置を講じていくことが適当と考えられる。

- (1)防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「(仮称)避難行動支援等委員会」の設置
- (2)消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
- (3)社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- (4)一人ひとりの避難行動要支援者のための「個別避難計画」の策定(地域の避難行動要支援者マップを作成する等)等

・老人福祉施設等の施設の管理者において車イスや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

5 安全かつ規律を保った避難誘導

・避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。

・したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難

所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整にあたらせることが必要である。

- ・また、避難誘導の実施にあたり、避難住民が興味本位で危険な地域に向かうことや、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。

- ・避難誘導の実施にあたり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

- ・このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになることから、誘導にあたる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

- ・誘導員は、腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。

- ・誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

- ・近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6 学校や事業者における対応

- ・学校や大規模な事業者においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

- ・例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的に余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に所在する児童生徒等についても同様である。）。

- ・こうした取り組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7 民間企業による協力の確保

- ・災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難

に役立つのみならず、近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たし得る。例えば、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したりすることなどは、大きな効果を生む。

・こうした取り組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8 住民の「自助」努力による取り組みの促進

・災害時では、「自助 7 割、共助 2 割、公助 1 割」とであると、一般的に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大震災の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ発生現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

・事案の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

・村は、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取り組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動がとられるという効果もあり、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。